

旅行先や出張先での不在者投票について

旅行先や出張先の市区町村でも不在者投票ができます。

投票をするには、不在者投票用紙等の請求書兼宣誓書の提出が必要です。

請求書兼宣誓書は、住所地の選挙管理委員会のほか、滞在地の選挙管理委員会にもあります。

不在者投票請求書兼宣誓書

不在者投票は、公示日（告示日）の翌日から投票日の前日まで、滞在先の市区町村選挙管理委員会で行えます。

なお、受付時間については、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。

不在者投票のおおまかな流れ

- 1.不在者投票用紙等の請求書兼宣誓書を住所地の選挙管理委員会へ提出します。
(郵送又は直接)
- 2.選挙人名簿の登録が確認されると、後日、不在者投票用紙等が郵送されてきます。
- 3.郵送されてきた封筒は開封せずにお持ちいただき、お近くの選挙管理委員会で職員立会いのもと不在者投票を行います。
- 4.不在者投票を終えた投票用紙は、滞在先の選挙管理委員会から住所地の選挙管理委員会へ郵送します。

(注) 不在者投票証明書が入っている封筒は開封してはいけません。

(開封すると投票はできません。)

また、投票用紙にあらかじめ記入をすることはできません。

(記入していると無効になります。)

(注) 不在者投票用紙がお手元に届いている人は、できるだけ早めに投票を行ってください。

(注) 不在者投票用紙がお手元にまだ届いていない人は、請求した市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。